

核兵器禁止条約第1回再検討会議へのオブザーバー参加を求める意見書

2021年1月22日に発効した、史上初めて核兵器を違法化する核兵器禁止条約は、2026年7月末時点で署名・批准した国・地域が100に達し、核兵器廃絶の実現への流れが広がっている。

広島及び長崎への原子爆弾投下から81年を迎えた今、核兵器廃絶を願う国民の世論は根強く存在する。

しかし、現在、国際社会では、ロシア連邦によるウクライナ侵略や、中東情勢の悪化を背景に、極めて深刻かつ緊迫した状況が続いており、核保有国による核威嚇や核兵器使用の懸念が一段と高まっている。

日本は、唯一の戦争被爆国として、日本国憲法第9条に基づく平和国家の立場を貫き、核兵器廃絶の先頭に立つことがより強く求められている。

2026年11月には、核兵器禁止条約発効後初めての第1回再検討会議が開かれる。

よって、日本政府は、今度こそは再検討会議にオブザーバー参加し、被爆国として核兵器廃絶に向けた責務を果たすよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和8年9月18日

鳥取市議会議長 星 見 健 蔵

衆 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
総 務 大 臣
外 務 大 臣
様